

## 提案基準⑥ 社会福祉施設

市街化調整区域に社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（提案基準⑤の基準1（1）に規定する施設を除く。）又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）を建築する場合又は既存建築物を用途変更する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

### 基準の内容

- 1 当該施設の設置及び運営が国の定める基準に適合するものであり、本市における福祉施策の観点から必要と認められるものであること。
- 2 当該施設の設置及び運営が主管課と調整が図られたものであること。
- 3 当該施設の設置主体は主管課と調整を図り認められた社会福祉法人等であり、長期にわたり継続して運営される見込みがあること。
- 4 当該施設は、次の各号（既存建築物を用途変更する場合にあつては、第2号及び第8号を除く。）に該当するものであること。
  - (1) 基準1～3までの内容について、当該施設の主管課と調整がとれたものであること。
  - (2) 当該施設が本市の補助金等が交付される施設である場合には、確実に補助金等の交付を受けられることが確認できるものであること。
  - (3) 当該施設の申請区域は、本市建築基準条例第7条「大規模な建築物の敷地と道路との関係」に規定する要件を満たし、有効幅員9m以上の道路から申請区域まで至る既存道路においても有効幅員4.0メートル以上であること。なお、既存道路は建築基準法第42条に規定する道路であり、一部でも幅員が規定した有効幅員を欠ける場合は除くものとする。
  - (4) 敷地内の緑化として、申請区域の20パーセント以上の緑地を確保すること。
  - (5) 敷地内に入所定員数の1割以上の来客用の駐車場を確保すること。
  - (6) 当該施設の申請区域は、原則、設置主体が所有権を有すること。
  - (7) 当該施設は、原則、市街化調整区域における建築物の建築に係る形態制限に適合させること。
  - (8) 申請区域が3,000平方メートル以上の計画については、本市の「適正な土地利用の調整に関する条例」第30条第9号の基準の内容に適合すること。
  - (9) 市街化区域に隣接し、又は近接して計画されるものであること。
- 5 申請区域には特にやむを得ないと認められる場合を除いて、次に掲げる地域地区等を含まないこと。
  - (1) 自然環境保全地域（自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条に規定するものをいう。）
  - (2) 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項に規定するものをいう。）
  - (3) 特別緑地保全地区（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定するものをいう。）
  - (4) 保安林及び保安施設地区（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区をいう。）
  - (5) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定するものをいう。）
  - (6) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第31条第1項又は文化財保護条例（昭和39年横須賀市条例第41号）第3条第1項に規定するものをいう。）
- 6 申請区域が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。
- 7 申請区域が風致地区内である場合は、風致地区内行為の許可が受けられるものであること。

## 審査上の解釈・運用

- (1) 当該施設の各根拠法律に基づく施設の主管課は以下のとおり。

根拠法律	主管課
生活保護法	民生局福祉こども部生活支援課
老人福祉法、社会福祉法	民生局福祉こども部福祉施設課
身体障害者福祉法、障害者総合支援法	民生局福祉こども部福祉施設課
児童福祉法	民生局福祉こども部子育て支援課（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設）

	民生局福祉こども部福祉施設課（児童発達支援センター）
児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法	横須賀市民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課
売春防止法	横須賀市民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課
更生保護事業法	横須賀市民生局地域支援部市民生活課

- (2) 基準1の国の定める基準とは、関係法令及び関係省令で定めている基準をいう。  
また、本市における福祉施策の観点から必要と認められるものとは、本市の「横須賀高齢者保健福祉計画」、「横須賀障害者福祉計画」等に適合しており、当該施設の主管課と調整済であること。ただし、施設によっては市街化調整区域での建築を認めていないものもあるため、事前に当該施設の建築の可否について主管課に確認すること。
- (3) 基準2の内容については、開発許可担当部局からの当該施設の開発許可等の見込みの意見照会において、主管課からの回答をもって確認するものとする。
- (4) 基準3の社会福祉法人等には、地方公共団体、法人（医療法人、公益法人）、市に届出した者及び民間事業者を含むものとする。
- (5) 開発許可等の申請者は、基準3における設置主体と同一とする。
- (6) 基準4（2）における補助金等とは、本市からの補助金、交付金を指し、事業に対する交付金内示等により確認できるものとする。
- (7) 基準4（3）において、有効幅員4.0m以上の既存道路とは、申請区域まで車両の通行が可能な状態であり、有効幅員が4.0m以上確保されている建築基準法第42条に規定する道路であり、一部でも幅員が足りない場合は除くものとする。また、開発行為等に伴い有効幅員4.0m以上に拡幅する場合は除外するものとする。  
また、申請区域が3,000m<sup>2</sup>以上で開発許可を要する場合、当該施設の敷地が接する道路及び開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路幅員は、法第33条に基づく開発許可の基準に適合するものとする。
- (8) 基準4（4）の「緑地」の定義は、樹木が存在する10m<sup>2</sup>以上の土地をいう。  
また、緑地確保の算定方法については「適正条例」における算定基準に準ずるものとする。
- (9) 基準4（5）において、敷地が狭小である等のやむを得ない理由で敷地内に駐車場を確保できない場合については、代替として近接地に必要な台数分の駐車場を確保するものとする。
- (10) 基準4（6）において、設置主体が所有権を有していない場合、土地売買契約又は長期の賃貸借契約が締結されていれば認めることとする。
- (11) 基準4（7）において、申請区域周辺の市街化調整区域の環境を著しく害する恐れがなく、かつ、やむを得ない事情がある場合については、「市街化調整区域における建築物の形態の運用基準」（以下、緩和基準）で形態制限の特例を定めており、当該施設の最高高さ等は緩和基準で認める範囲内とする。
- (12) 基準4（9）の市街化区域に隣接、又は近接とは、申請区域が市街化区域から概ね1.0kmを超えない範囲をいう。
- (13) 基準5は、市街化調整区域内の自然環境等を保全する必要性が高い区域における立地規制を行うものである。  
特にやむを得ないと認められる場合とは、開発事業に高い公共性又は公益性があるもの、若しくは事業着手ま

でに立地規制区域等の指定の解除が確実と認められる場合をいう。